

対象となる手術の種類

§ 皮膚・乳房の手術

1. 植皮術（25 cm²未満は除く。）
- 1の2. 皮膚悪性腫瘍切除術
2. 乳房切断術
- 2の2. 乳房温存術

§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）

3. 骨移植術
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）
5. 穿頭術
- 5の2. 水頭症の手術、VP シャント術
6. 頭蓋骨観血手術
7. 上顎骨・下顎骨観血手術
- 7の2. 顔面瘢痕拘縮形成
- 7の3. 下顎骨隆起切除術
- 7の4. 下顎隆起形成術
- 7の5. 上下顎骨切り術
8. 観血的顎関節授動術
9. 脊椎・骨盤観血手術
- 9の2. 椎間板ヘルニア切除術
- 9の3. 頸椎椎弓形成術
- 9の4. 胸椎椎弓形成術（形成的胸椎椎弓切除術）
- 9の5. 腰椎椎弓形成術
10. 鎖骨・胸骨・肋骨観血手術
11. 骨盤切断術
12. 四肢切断術 [大腿・下腿・上腕・前腕・手（指を除く。）・足（指を除く。）]
13. 断端骨形成術 [大腿・下腿・上腕・前腕]
14. 切断四肢再接合術（手指・足指を除く。）
15. 四肢骨観血手術 [大腿・下腿・上腕・前腕・手（指を除く。）・足（指を除く。）]
16. 偽関節手術 [大腿骨・下腿骨・上腕骨・前腕骨・中手骨・中足骨・鎖骨]
17. 四肢関節観血手術（手指・足指を除く。） [切除・離断・形成術・脱臼整復術・関節鏡による膝半月板切除術、手根管（症候群）開放術]
- 17の2. 十字靭帯再建術（修復術）
18. 腱観血手術（手指・足指を除く。）
- 18の2. 外反母趾手術（ミッCHEL法等）

§ 呼吸器・胸部の手術

19. 鼻咽腔線維腫瘍摘出術
20. 慢性副鼻腔炎根本手術
- 20の2. 鼻中隔矯正術
- 20の3. 口唇（鼻）形成術（みつ口手術）
21. 喉頭切開術・喉頭全摘除術
22. 観血的気管・気管支異物除去術
23. 気管支瘻閉鎖術
24. 肺膿瘍手術
25. 肺切除術
26. 肺および胸膜剥離縫縮術

27. 胸郭形成術
28. 縦隔腫瘍摘出術

§ 循環器の手術

29. 体内用ペースメーカー埋込術
30. 血管形成術（血液透析用シャント形成術を含む。）
31. 動脈間バイパス造成術
32. 直視下心臓内手術
33. 心膜切開・縫合術
34. 動脈瘤切除術
35. 頸静脈結紮術

§ 脾・リンパ節の手術

36. 脾腎静脈吻合術
37. 脾摘除術

§ 消化器の手術

38. 耳下腺腫瘍摘出術
39. 食道外切開術
40. 観血的食道異物除去術
41. 食道入口部腫瘍摘出術
42. 食道離断術
43. 腹膜炎手術
44. 横隔膜下膿瘍切開術
45. 腹膜後腫瘍摘出術
46. 胃切開術（胃瘻術を含む。）
47. 胃切除術
48. 胃腸吻合術
49. 腸及び腸間膜切除術
50. 腸閉塞手術
51. 腸及び腸間膜切開縫合・剥離・固定術
52. 腸間膜腫瘍摘出術
53. ヘルニア根本手術
54. 腸瘻術・腸瘻閉鎖術
- 54の2. 人工肛門閉鎖術
55. 回盲部腫瘍摘出術
56. 虫垂周囲膿瘍切開術
57. 虫垂切除術
58. 盲腸縫縮術
59. 直腸脱根本手術
60. 人工肛門造設術
61. 痔瘻根本手術（直腸隙に達しないものは除く。）
- 61の2. 痔核結紮切離術
62. 脱肛根本手術（ホワイトヘッド手術を含む。）
63. 肝臓・胆嚢・胆石・膵臓手術

§ 尿・性器の手術

64. 尿器膀胱移植術・尿管 S 状腸移植術
65. 尿瘻閉鎖術
66. 尿路吻合造設術
67. 腎臓・腎盂手術
68. 腎移植手術（受容者に限る。）
69. 尿管・膀胱手術

- 69の2. 尿失禁根治術
70. 膀胱周囲膿瘍切開術
71. 膀胱後腫瘍摘出術
72. 尿道狭窄手術
73. 陰茎切断術
74. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術（経尿道的操作は除く。）
75. 陰嚢水腫根本手術
76. 子宮全摘除術
77. 子宮筋腫手術
78. 子宮脱根本手術
79. 子宮内反症手術
80. 膣脱手術
81. 子宮位置矯正術
82. 子宮破裂手術
83. 子宮膣部切除術
84. 癒着性子宮付属器摘除術
85. 付属器腫瘍摘出術
86. 帝王切開娩出術
87. 子宮外妊娠手術
88. 卵巣・卵管手術（経膣的操作は除く。）

§ 内分泌器の手術

89. 下垂体腫瘍摘除術
90. 甲状腺手術
91. 副腎全摘除術
92. 頸動脈球摘出術

§ 神経の手術

93. 神経形成術（移植術を含む。）
94. 神経腫切除術
95. 頭蓋内手術
96. 脊髄硬膜内外手術
97. 脊髄腫瘍摘出術
98. 脊髄血管腫摘出術
99. 横隔神経捻除術
100. 頸部・頸動脈周囲・腰部・股動脈周囲交感神経切除術
101. 下腹部神経叢切除術

§ 感覚器・視器の手術

102. 前房・虹彩・硝子体内異物除去術
103. 強膜内陥術
104. 顕微鏡下虹彩毛様体牽引術
105. 緑内障手術
105の2. 緑内障濾過手術
106. 虹彩前後癒着剥離術
107. 硝子体茎顕微鏡下離断術
108. 線維柱帯顕微鏡下切開術
109. 白内障・水晶体手術
110. 硝子体置換術
111. 網膜剥離症手術
112. 網膜裂孔冷凍凝固術

113. 視束管開放術
114. 眼筋移植術
115. 眼窩内異物摘出術
115の2. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする。）
116. 眼球摘除術・組織充填術
117. 眼窩腫瘍摘出術
118. 眼瞼下垂症手術
119. 結膜嚢形成術
120. 角膜移植術
121. 涙小管形成術
122. 涙嚢鼻腔吻合術

§ 感覚器・聴器の手術

123. 鼓膜癒着剥離術
124. 鼓室形成術
125. 鼓膜形成術
126. 乳様洞削開術
127. 中耳根本手術
128. 鎖骨手術
129. 鎖骨可動化手術
130. 顔面神経管開放術
131. 顔面神経減圧術
132. 内耳全摘除術
133. 聴神経腫瘍摘出術
134. 側頭骨腫瘍摘出術
135. 経迷路の内耳道開放術
136. 錐体突起開放術
137. 耳科的硬脳膜外膿瘍切開術
138. 迷路摘出術（開窓術を含む。）
139. 内リンパ嚢開放術

§ 悪性新生物の手術

140. 悪性新生物根治手術
140の2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする。）
141. その他の悪性新生物手術

§ 上記以外の手術

142. 上記以外の開頭術
143. 上記以外の開胸術
144. 上記以外の開腹術
144の2. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする。）
144の3. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする。）

§ 新生物根治放射線照射

145. 新生物根治放射線照射（新生物の治療を目的として、5週間に50グレイ以上の放射線を照射するものを行い、一連の照射をもって1回とし、施術の開始日

から 60 日の間に 1 回の支払を限度とする。)

145 の 2. ガンマナイフ (定位的放射線治療)

145 の 3. サイバーナイフ

§ その他、傷病に起因し、健康保険適用となる「子宮内容除去術」、「子宮内膜そうは術」(2010 年 5 月 14 日施行)

§ 脂肪腫摘出術 (「皮膚良性腫瘍」、「皮下良性腫」、「粘膜下良性腫瘍」) ※縦 6cm 以上の大きさのものであり、入院をともなう観血手術の場合。(2013 年 4 月 1 日施行)